

○下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例

平成30年7月4日条例第22号

下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例

下田市立小・中学校設置条例（昭和39年下田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、学校を設置する。

第2条中「下田市」を「市」に改め、同条の表中

「

下田市立稲梓中学校	下田市箕作350番地
下田市立稲生沢中学校	下田市河内101番地の1
下田市立下田東中学校	下田市柿崎1106番地
下田市立下田中学校	下田市敷根765番地の1

」

を

「

（仮称）下田市立統合中学校	下田市敷根765番地の1
---------------	--------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表中の改正規定は、平成34年4月1日から施行する。